

大津市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格を取得するため養成機関において修業する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）又は同条第2項に定める配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）に対し、予算の範囲内において、当該修業期間について高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にし、もってその者の属する世帯の経済的自立を促進することを目的とする。

(訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給)

第2条 訓練促進給付金は、次条に規定する支給対象者が、第4条に規定する対象資格を取得するために養成機関において修業する場合に、第5条第1項及び第2項に規定する期間について支給する。ただし、平成25年3月31日以前に修業を開始した父子家庭の父については支給しない。

2 修了支援給付金は、次条に規定する支給対象者が、第4条に規定する対象資格を取得するために修業する養成機関におけるカリキュラムを修了した後に支給する。ただし、平成20年3月31日以前に修業を開始した母子家庭の母及び平成25年3月31日以前に修業を開始した父子家庭の父については支給しない。

(支給対象者)

第3条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、市内に居住地を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、訓練促進給付金にあつては養成機関において修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）以後において、修了支援給付金にあつては養成機関における修業開始日から養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）までの間において、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、当該所得の算出に当たっては、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しないものとする。
- (2) 1年以上の修業を要する養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得

が見込まれる者等であること。

(3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

(4) 訓練促進給付金の支給を受けようとする者にあつては、過去に訓練促進給付金を受給していないこと。ただし、次に掲げる者にあつては、この限りでない。

ア 訓練促進給付金の支給を受けて准看護師養成機関を修了した者であつて、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業するもの（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により准看護師養成機関を修了した年の翌年に入学した場合を含む。）

イ 訓練促進給付金に相当するものの支給を他の地方公共団体

から受けていた者であつて、本市に転入後も引き続き同一の養成機関において修業するもの

(5) 修了支援給付金の支給を受けようとする者にあつては、過去に修了支援給付金を受給していないこと。

(6) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条に規定する基本手当の訓練延長給付、同法附則第11条の2第1項に規定する教育訓練支援給付金等の訓練促進給付金及び修了支援給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。

(7) 市町村税、国民健康保険料及び上下水道料金等の公共料金を滞納していないこと。

（対象資格）

第4条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の対象となる資格（以下「対象資格」という。）

は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 保育士
- (4) 介護福祉士
- (5) 作業療法士
- (6) 理学療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師

(11) 調理師

(12) その他市長が地域の実情に応じて定める資格

(修業の実施方法)

第4条の2 養成機関における修業は、原則として養成機関に通学する方法により行うものとし、遠隔地の養成機関において修業する必要が認められる場合その他市長がやむを得ないと認める場合に限り、通信の方法により行うことができる。

(支給期間等)

第5条 訓練促進給付金は、養成機関において修業する期間（資格を取得するために最低限必要と認められる期間に限る。）に相当する期間を対象に月を単位として支給するものとし、原則として第8条の申請を行った日の属する月以後の期間について支給する。ただし、48月（第3条第4号ただし書の規定の適用を受ける者にあつては、48月から次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間の月数を控除した月数）を限度とする。

(1) 第3条第4号アに掲げる者 准看護師養成機関に修業していた期間のうち訓練促進給付金の支給の対象となった期間

(2) 第3条第4号イに掲げる者 当該他の地方公共団体から訓練促進給付金に相当するものを受けていた期間

2 夏季休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由による場合を除き、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月（通信の方法により修業している場合にあつては、当該月に提出すべき提出物の提出がなされていない等、当該月における修業がなされていないと認めるに足りる相当の理由がある月）がある場合は、当該月については、訓練促進給付金の支給の対象としない。

3 修了支援給付金は、修了日（第3条第4号ただし書アに掲げる者にあつては、看護師養成機関の修了日）を経過した日以後に支給する。

(支給額等)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者（当該支給対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該支給対象者と生計を同じくする者を含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の申請をする月の属する年度（4月から7月までの間に当該訓練促進給付金の支給を申請する場合にあつては、前年度）分の地

方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額140,000円）

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額110,500円）

2 訓練促進給付金の支給日は、毎月末日（初回の支給にあつては、第8条第1項の申請を行った日の属する月の翌月末日）までの日で市長が指定する日とする。

3 修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 50,000円

(2) 前号に掲げる者以外の者 25,000円

（事前相談）

第7条 市長は、訓練促進給付金又は修了支援給付金の受給を希望する者の把握に努めるとともに、当該給付金の支給を受けようとする母子家庭の母又は父子家庭の父に対して事前相談を実施するものとする。

2 市長は、事前相談において、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、養成機関における単位取得及び当該資格の取得見込みを的確に把握するとともに、生活状況について聴取し、当該給付金の支給の必要性について十分確認するものとする。

（支給の申請）

第8条 訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けようとする者は、市長に対し、高等職業訓練促進給付金等支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の申請は、訓練促進給付金にあつては修業を開始した日以後に、修了支援給付金にあつ

ては修了日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、修了日の翌日から起算して30日以内に修了支援給付金の申請をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 支給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等で確認することができる場合にあつては、市長は、添付書類を省略させることができる。

(1) 訓練促進給付金

ア 当該支給申請書を提出した者（以下「支給申請者」という。）及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 支給申請者に係る児童扶養手当証書の写し（支給申請者が児童扶養手当の受給者である場合（8月から10月までの間に申請する場合を除く。）に限る。）又は支給申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合にあつては、前々年。以下イからエまでにおいて同じ。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及びその数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無並びにその数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第1号の2。以下「申立書」という。）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 第6条第1項第1号に該当する場合にあつては、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に該当することを証明する書類

エ 入校（入所）証明書（修業している養成機関の長が在籍を証明するもの）

オ 地方税関係情報の取得に関する同意書（様式第1号の3）

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 修了支援給付金

ア 支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 支給申請者に係る児童扶養手当証書の写し（支給申請者が児童扶養手当の受給者である場合（8月から10月までの間に申請する場合を除く。）に限る。）又は支給申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合にあつては、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及びその数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親

族及び特定扶養親族の有無並びにその数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、申立書及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の状況を証明できるものに限る。）

ウ 支給申請者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

エ 第6条第3項第1号に該当する場合にあつては、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）の状況を証明できるものに限る。）

オ 修了証明書（修業していた養成機関の長が当該カリキュラムの修了を証明するもの）の写し

カ 地方税関係情報の取得に関する同意書（様式第1号の3）

キ その他市長が必要と認める書類

（支給決定）

第9条 市長は、前条の申請があつた場合は、速やかに内容を審査の上、支給の可否を決定し、遅滞なく、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（様式第2号）又は高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書（様式第3号）により当該支給申請者に通知しなければならない。

（訓練促進給付金の支給期間中の受給者の状況の確認等）

第10条 訓練促進給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、当該支給を受けている間、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 4月、7月、10月及び1月にあつては、それに先立つ3か月間の出席状況の報告書（通信の方法により修業している場合にあつては、当該期間における修業状況を証明する書類）

(2) 支給を開始した年度の翌年度以後の年度の4月にあつては、受給者の市町村税納税証明書並びに養成機関の発行した在籍証明書及び単位取得証明書

2 市長は、受給者に対し、前項に定めるもののほか、訓練促進給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

3 市長は、受給者が第1項の規定による書類の提出又は前項の規定による報告等を期限までに

行わないときその他受給者の状況の確認が必要と認めるときは、訓練促進給付金の支給を一時保留することができる。

4 市長は、受給者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間について、訓練促進給付金の支給を停止する。この場合において、当該訓練促進給付金の支給を停止する期間については、第5条第1項前段に規定する訓練促進給付金の支給期間に含めないものとする。

(1) 養成機関のカリキュラムのうち修了できなかったものについて、再履修する場合 当該再履修に要する期間（養成機関を休学したことにより当該休学した期間について訓練促進給付金の支給の停止を受けた者が復学し、当該支給の停止を受けた期間に係るカリキュラムについて再履修する場合における当該再履修に要する期間を除く。）

(2) 休学する場合 当該休学する期間

（受給資格の喪失届）

第11条 受給者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、その日から14日以内に、高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

(1) 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき。

(2) 市内に居住地を有しなくなったとき。

(3) 養成機関における修業を取りやめたとき。

(4) その他支給要件に該当しなくなったとき。

(5) 受給者としての資格を辞退するとき。

（支給決定の取消し）

第12条 市長は、前条に規定する喪失届の提出を受けたとき、受給者が前条第1号から第4号までに掲げる事由のいずれかに該当すると明らかに認められるとき又は正当な理由なく第10条第1項の規定による書類の提出若しくは同条第2項の規定による報告等を行わないときは、当該受給者の支給決定を取り消し、高等職業訓練促進給付金支給取消通知書（様式第5号）により、遅滞なく当該受給者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しをした受給者が資格を喪失することとなった日の属する月の翌月以降に係る訓練促進給付金に関し、既に受給者に対し支給していたときは、当該受給者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（支給額の変更）

第13条 受給者は、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき又は世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。）に異動があったときは、その日から14日以内に、高等職業訓練促進給付金変更届（様式第6号。以下「変更届」という。）により、市長に届け出なければならない。

2 訓練促進給付金の支給額については、訓練促進給付金の支給期間中毎年8月1日に見直すこととし、第6条第1項に規定する区分に応じて以後の支給額を決定するものとする。

3 第1項の規定による変更届の審査又は前項の規定による見直しにより支給額に変更のある者に対しては、高等職業訓練促進給付金支給額変更決定通知書（様式第7号）により、その旨を通知するものとする。

（大津市補助金等交付規則との関係）

第14条 第8条及び第9条に規定する手続をもって、大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）第4条、第5条、第7条、第14条、第15条及び第18条に規定する手続に代える。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日において第3条に規定する支給対象者の要件に該当している者に関する第7条第1項の規定の適用については、同項中「養成機関において修業を開始するまでに」とあるのは「この要綱の施行後速やかに」とする。

（令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に修業を開始する者の訓練促進給付金等の支給に係る特例）

3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に修業を開始する場合の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給対象者に係る第3条第2号並びに第6条第1号及び第2号の適用については、第3条第2号中「1年」とあるのは「6月」と、第6条第1号及び第2号中「12月」とあるのは「12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）」とする。

（この要綱の失効）

- 4 この要綱は、国の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の大津市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定は、施行日以後に修業を開始した者について適用し、同日前に修業を開始した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月4日から施行し、同日の属する月以後の訓練促進費の支給について適用する。
- 2 この要綱の施行の日において第7条第2項の適合通知を受けている者で、改正前の大津市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定に基づく支給期間に至っていないもののうち、修業期間の2分の1に相当する期間が経過しているものについては、改正後の大津市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定に基づき訓練促進費を支給する。

附 則

この要綱は、平成21年6月5日から施行し、同日の属する月以後の訓練促進費の支給について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年11月26日から施行し、同日の属する月以後の訓練促進費等の支給について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に修業を開始した者について適用し、同日前に修業を開始した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 改正後の大津市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日以後に修業を開始した者について適用し、同日前に修業を開始した者については、なお従前の例による。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、様式第4号の改正規定は、同年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月20日から施行し、改正後の大津市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月18日から施行し、改正後の大津市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行し、改正後の大津市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行し、改正後の大津市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行し、改正後の大津市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月17日から施行し、改正後の大津市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。